

村明細帳と村鑑帳の研究（上）

— 豊前・豊後幕領を中心として —

佐藤満洋

はじめに

「村明細帳」に関する研究では野村兼太郎博士のご労作「村明細帳の研究」⁽¹⁾が孤高を極められており、後学の徒として同書に裨益されること大なるものがある。同書は全国的視野から多角的に「村明細帳」を分析され、近世農村研究の史料としての利用価値と、その限界を示さしておられる。

大分においても「村明細帳」の調査研究は比較的早くから行われており、史料集として、本会委員長渡辺澄夫博士をはじめ、多数の会員の手による「豊後国村明細帳」⁽²⁾・「豊前国村明細帳」⁽³⁾が大分県地方史料叢書として刊行されている。また県内各地の研究会や市史編纂委員会などからも史料として紹介され、あるいは研究成果として発表されているものを見ることができ。筆者は上記史料叢書刊行にたずさわり、先学の業績をなぞる間に、「村明細帳」の成立に関していくつかの事実を知ることができた。その一は豊後での「村明細帳」の成立時期は元禄期に求めることが可能であり、また「村鑑帳」の成立時期は享保期に求めうることを知りえた。さらに「村明細帳」は或る原則のもとに差出された可能性があることも知りえた。この点は「大分の歴史」⁽⁴⁾で若干ふれたが、その後の新史料を加えた成果を含めて、改めてここに起草を試みることにした。しか

し史料的制約という隘路にさまたげられて、独断的見解に終始したのではないかと恐れるものである。

先学諸氏の御叱正をひとえにお願いする次第である。

なお本稿は昭和五十年度科学研究費補助金（奨励研究B）による「豊後国村明細帳の研究」の成果の一を含むものである。

（注）

（1）野村兼太郎編著『村明細帳の研究』（有斐閣）（昭和二十四年）。

（2）渡辺澄夫・他共編『豊後国村明細帳』（大分県地方史料叢書）。（大分県地方史料叢書（三））。

（3）立川輝信「明治四年豊後國大分郡口戸・村指出帳」『大分県地方史』32・33合併号。竹野孝一郎「豊後國玖珠郡見良津村銘細帳」『九

重町文化財調査報告』14。拙稿「村明細帳にみる玖珠郡」『玖珠史談会』11。『耶馬渓町史』（「天領宮園村」）（昭和五十年）、

拙稿「天領と村明細帳」『直入町史』（昭和五十九年）。村井益男・後藤重巳編『宇佐近世史料集』。（昭和五十一・五十三年）

（4）拙稿「村明細帳」『大分の歴史』6（大分合同新聞社）（昭和五十三年）。

一 村明細帳と村鑑帳

「村明細帳」と地方で一般によばれている地方史料を大別すると、その標題の書き方から次の四種に分類できる。

その一是「村鑑帳」とか「村鑑大概帳」など「村鑑」が標題に書かれているものである。

その二是「村明細帳」「村銘細帳」「村差出萬書上帳」「村差出帳」「村差出明細帳」「村方銘細書上帳」「村方様子明細帳」「諸色覚書帳」「産業書上帳」などの標題が記された一群である。

その三是「御巡見様御通行御案内手帳」「御尋ニ付品々書上帳」「江戸御普請役様御廻村ニ付品々御尋趣書上候控」「懷中回答記」「御尋之節可申達積々」など、巡見使等の廻村または上からの「御尋」にともなつて作成されたことを示す村明細帳

類である。

その四是「高反別銘（明）細帳」「高反別書上帳」などと書かれた書冊で、記述の主体は田畠の高反別の書上であるが、頭書または末尾に村況を略記した類のものである。

寛政六年（一七九四）に大石久敬によつて著わされた「地方凡例録」⁽¹⁾では、「村鑑大概帳」と「村差出明細帳」について次のごとく述べている。やや長くなるが村明細帳考察のためにこれを引きながら論を進めることにする。

同書の「村鑑大概帳之事」の項には、「村鑑帳と云も享保年中より始まり、上西の内打紙にして、毫箇村壹枚に書き、表紙を附け、双紙綴にて寸法を極る、認方は村高・田畠反別・石盛を記し、検地時代姓名を肩書にして、用水引方・水旱損の有無等、物成諸運上の有無、家数、人数、牛馬数、農業の外男女の稼、官林・百姓林・株場・漁獵場、御普請所・自普請所の有無、米の津出し場、江戸（東京）⁽²⁾までの海陸里数、村方山里井豊窮」等々を書き上げるもので、この帳面で「村方の様子大略相分るに付、村鑑大概帳と唱へ」ていたようである。なお上出の「地方凡例録」の記述のごとく一村を壹枚に書くとすれば、右の項目でいどが限度だったかと考えられる。

また「村差出明細帳之事」の項には、「其村の田畠、高・反別・上・中・下を分け石盛を記し、山林・株場・川々・川の名・川幅・船渡・歩行涉の訳、古城跡・古跡・用水・川除・道橋・塗・樋・閘・溜池・堰筋、御普請所・自普請所の箇所数、家数・人数・牛馬の員数・寺社・修驗・諸職人の有無、用水掛けの訳、水旱損の有無、堂宮・叢祠の員数・朱印地・除地の有無廻米津出の河岸場里数、四木・三草の有無まで、其村にあるほどの儀は一事も洩れざる様に記し村役人連印」で仕上げるようになつてゐたようである。

右の「村鑑大概帳」（以下「村鑑帳」と略称）と「村差出明細帳」（以下「村明細帳」と略称）の記載項目を、第一表で比較してみると、前者が十九項目、後者が二十二項目で後者の方が多い。

そこで「村鑑帳」を仮りの基準として「村明細帳」の記載項目と対比してみると、記載順序がかなり前後しており、しかも

第二表

元禄4年(1691)書上帳

第一表

『地方凡例録』に見られる書上事項

下旦村		上旦村		村差出明細帳		村鑑大概帳	
1 (村高)		1 村高		1 田畠高		1 檢地時代姓名	
2 田畠屋敷面積		2 田畠屋敷面積		2 反別・上・中・下		2 村高	
石盛		石盛		3 石盛・「堰筋」		3 田畠反別	
				9 用水・引・樋・窓・溜池		4 石盛	
				18 水旱損の有無		5 用水引方	
3.4 小物成(定・不定)		3.4 小物成(定・不定)				6 水旱損の有無	
6.7 家数・人数		6.7 家数・人数				7 物成諸運上の有無	
8 牛馬数		8 牛馬数		12 家数・人数		8 家数・人数	
				13 牛馬の員数		9 牛馬数	
11 天神山社森				4 山林		10 農業外男女の稼	
9.10 百姓山・百姓藪		9.10 百姓山・百姓藪		5 秣場		11 官林	
				10 御普請所		12 百姓林	
				11 自普請所		13 秣場	
				21 回米津出河岸場里数		14 渔獵場	
						15 御普請所	
						16 自普請所	
						17 米の津出場	
						18 江戸までの海陸里数	
						19 村方山里井農窮	
5 郷藏		5 郷藏		6 川々・川の名・川幅			
				7 船渡・歩行涉の訣			
				8 古城跡・古跡			
				14 寺社(19)堂宮・叢祠			
				15 修驗			
				16 諸職人			
				17 用水掛りの訣			
				20 朱印地・除地			
				22 四木・三草			

- (注) ① 第一表村鑑大概帳の項目番号を仮りに全体の基準とする。
- ② 同表全体を村明細帳の基準項目とする。
- ③ 第二表以下の空欄は基準項目に該当する項目がないことを示す。
- ④ 数字は各帳の項目記載順を示す。
- ⑤ () は「無御座候」と書かれた項目を示す。
- ⑥ 類似の項目は可能なかぎり前出の項目欄に併記した。

第三表

正徳4年(1714)明細帳

下旦村		上旦村	
1 村高・村面積	1 村高・村面積		
2 田畠・屋敷・新田畠	2 石 盛		
23 堤・堰			
4 小物成(定・不定)	3 小物成(定・不定)		
11 家 数	14 家 数		
26 作間の稼			
7 天神山	10 庄屋藪柴山		
8 百姓藪柴山	11 百姓藪柴山		
18 株 場			
17 上・下旦村津出場			
22 小川			
5 土橋	8 土橋		
12 天神〔27寺〕	15 天神		
28 山伏			
30 (大工・かぢ・鉢屋・商人)			
6 郷 蔵	9 郷 蔵		
13 年番代給	4 年番代給		
14 小走給	5 小走給		
15 高掛物三役	6 高掛物三役		
9 旧方作毛(含麦作)	12 田方作毛(含麦作)		
10 畑方作毛	13 畑方作毛		
3 見取場			
16 制札場			
19 隣郷・方位・里数			
20 [出作入作]			
21 [枝郷]			
24 近国城下里数			
25 [新開田畠]			
29 酒 屋			

(注) ①一以上の項目は基準項目を示す。

② 中央線のない項目は上旦・下旦
兩村共通項目を示す。

前者にある(1)検地時代姓名(検地年代と検地奉行)、(7)物成諸連上の有無、(10)農業外男女の稼、(14)漁獵場、(18)江戸までの海陸里数、(19)村方山里井豊窮の六項目は後者ではない。

そして逆に「村明細帳」の方にのみある項目として(6)川々・川の名、(7)船渡・歩行涉の訳、(8)古城跡・古跡、(14)寺社、(19)堂宮・叢祠、(15)修驗、(16)諸職人、(17)用水掛けの訳、(20)朱印地、(22)四木・三草の十項目がみられ、その他に「其村にあるほどの儀は一事も洩れざる様に」書き上げることが要求されていたようである。

「村明細帳」は上述のごとく享保年中より始まつた旨が「地方凡例録」に記されているが、「村明細帳」の始まりについては記されていない。

小野武夫氏編の「近世地方経済史料」⁽³⁾四巻には元録七年(一六九四)の「陸奥国会津郡村々差出書」が収録されているが、野村兼太郎氏は編著「村明細帳の研究」⁽⁴⁾で、右の「陸奥国会津郡村々差出書」を紹介され、村明細帳は「大体元禄頃に型化」

したと推定されている。

また中村正夫氏は「天草の村明細帳」⁽⁵⁾で、天草地方の元禄四年（一六九一）の村明細帳を紹介され、野村氏の村明細帳の「元禄頃の型化説」は天草地方でも確証できると、同説を肯定されている。

豊後国での初期の村明細帳についてみると、管見では元禄四年（一六九一）四月の「豊後国玖珠郡両旦村田方仕分・家数・人数・牛馬帳」⁽⁶⁾（以下「上旦・下旦村書上帳」と略称）と、翌五年七月の「海部郡波越村明細帳」⁽⁷⁾が元禄期のもので、豊後幕領でも野村説を確認できる。

一方、豊後での村鑑帳の調査例をみると、享保六年（一七二二）の口田郡小五馬村・鎌手村・直入郡城後村⁽⁸⁾、海部郡波越村⁽⁹⁾、玖珠郡上旦・下旦村⁽¹⁰⁾、田野村⁽¹¹⁾、豊前では下毛郡宮園村の各村鑑帳が、管見では最古のものようで、「地方凡例録」が「村鑑帳の盛立を享保年中とする説は豊前・豊後でも証明される。

以上のことから村明細帳の成立が村鑑帳の成立に先行していると考えてよいであろう。

では成立が古いと考えられる村明細帳の記載項目はどのようなようになっているだろうか。元禄四年から幕末までの間に村明細帳と村鑑帳が、あわせて十三冊残っている玖珠郡上旦・下旦村の、元禄四年（一六九一）の「書上帳」と正徳四年（一七一四）の「村明細帳」、享保二年（一七一七）の「村明細帳」、同六年（一七二二）の「村鑑帳」の記載項目を表示し、「地方凡例録」記載の「村鑑帳」と「村明細帳」を合せて仮りの基準項目（以下、第一表を基準項目と仮称）として、これと対比してみよう。

第二表の元禄四年の「上旦・下旦村書上帳」以下十三冊の史料は、上旦村庄屋が下旦村庄屋を兼帶していたため、同じ冊子に収められているので、そのつもりで表をご覧いただきたい。

元禄四年の書上帳は表題が「両旦村田、畠、仕分、家数、人数、牛馬帳」と書かれているためであろうか、記載項目が少く表題以外の記載は小物成定納と不定、郷藏、百姓山、百姓藪、天神山といった項目だけで、「基準項目」の半分にも及ばない。元

祿五年（一六九二）の「海部郡波越村明細帳」は首部が欠損しているため全容を知りえないが、社寺・株場・用水など十項目が数えられることから考へると、両旦村の書上帳は「御尋ニ付書上」式の略式の村明細帳だったのだろうか。

第三表の正徳四年（一七一四）の村明細帳になると記載項目がその数を増している。なお⁽¹⁶⁾制札場以下の項目は上・下両旦村共通の項目である。

基準項目に示されていて「上・下両旦村明細帳」に見られない項目をみると、検地時代・検地者名以下十二項目が数えられる。このうち用水引方や自普請所などは第四表に示した享保二年（一七一七）の村明細帳には記載されているので、正徳四年の村明細帳は記載もれだろうか。

逆に「上旦・下旦村明細帳」に記載されていて基準項目にない項目は、年番代給・小走給・高掛物三役・庄屋給・郷蔵・田方作毛・畠方作毛・見取場・制札場・隣郷方位里数・近国城下里数・酒屋などの十二項目が数えられる。

このほかに「出作入作之場所無御座候」のごとく「無御座候」と書かれた項目が、十四項目数えられる。

三年後の享保二年の「上旦・下旦村明細帳」には第一表の基準項目にある項目は十八項目が数えられ、ここでは第三表の上旦・下旦村明細帳にはなかつた。検地時代・検地者名と用水、牛馬など十一項目が増加している。そして基準項目にない項目は二十一項目が書き加えられており、その内容が豊富になつてている。

四年後の享保六年の同村村鑑帳（第五表）を見ると、基準項目の村鑑帳に記されている十九項目のうち、検地者時代姓名以下四項目が記載されていない。逆に両旦村の方に記されていて基準項目の村鑑帳の方にない項目は、十二項目となり、その記載内容は享保二年の村明細帳に近い内容である。

なお、同年の「海部郡波越村村鑑」（第六表）をみると、基準項目の「村鑑帳」の「(6)水旱損の有無」の項目がみられないだけで、あとの項目は「無御座候」と書かれた三項目を含むとはいゝ、すべて埋められている。さらに基準項目にはない項目が十二項目、「無御座候」項目が十一項目あり、上旦・下旦両村の村鑑帳とは項目数に多少の相違がみられるが、記載の形式

第四表

享保2年(1717)明細帳

下旦村(続)	上旦村(続)	下 旦 村	上 旦 村
18 土目	17 土目	28 両旦村検地時代・検地者氏名	
19 田畠こやし	18 田畠こやし	1 村高・村面積	1 村高・村面積
30 歴代代官様		2 田畠屋敷新田畠	2 田畠屋敷
38 代官様・諸役人様御用		石 盛	石 盛
37 庄屋・組頭御用		14 用水(15)堰	13 用 水
39 檢 見		4 ₅ 小物成(定不・定)	3 ₄ 小物成(定・不定)
40 百姓四壁竹木		23 家数・(24)人数	21 家数(22)人数
		25 牛馬數	23 牛馬數
		38 作間の稼	
		22 天神山	19 庄屋薪柴山
		21 百姓薪柴山	20 百姓薪柴山
		33 種 場	
		27 自普請所	
		32 津出場	
		25 小 川	
		20 土 橋	19 土 橋
		26 天神宮	24 天神宮
		(14) 用水掛けの訳	
		12 郷 蔵	11 郷 蔵
		10 年番代給	5 年番代給
		11 小走給	6 小走給
		6 ₇₈ 高掛物三役	7 ₈₉ 高掛物三役
		9 庄屋給	10 庄屋給
		13 田方作毛(15)一・二毛作	12 田方作毛(14)一・二毛作
		16 畑方作毛	15 畑方作毛
		3 見取場	
		31 制札場	
		34 隣郷方位・里数	
		17 他村より入作(出作)	16 他村より入作
		35 近国城下里数	
		41 酒屋株	

(注) ①一以上の項目は基準項目を示す。

② 中央線のない項目は上旦・下旦両村共通項目を示す。

第五表

享保6年(1721)村鑑帳

下旦村(統)	上旦村(統)	下旦村	上旦村
10土目	8土目		
12往選	10往選	1 村高	1 村高
24当村米穀	19当村米穀	2 田畠屋敷新田畠石盛	2 田畠屋敷石盛
29日田役所方位・里数	24日田役所方位・里数	3 用 水	(3)旱損
30高松役所方位・里数	25高松役所方位・里数	6 小物成(定・不定)	4 小物成(定・不定)
		7 家数・人数	5 家数・人数
		8 牛馬数	6 牛馬数
		11 作間の稼	9 作間の稼
		15 天神山	
		14 百姓自山(18薪伐場	12 百姓自山(14薪伐場
		19 株場	15 株 場
		23 津出場	18 津出場
		27 大坂・江戸里数	22 大坂・江戸里数
		13(賑)	11(賑)
		16 谷川(07)小川 (07)土橋	13 谷 川 (13)土橋
		20 (21・22)地蔵堂・天神社	16 (17)积迦堂・天神社
		(5)用水掛けの訳	(3)用水掛けの訳
		9 田畠作毛	7 田畠作毛
		349 見取場(田畠共)	
		25 鮎村方位・里数	20 鮎郷方位・里数
		26 近国城下里数	21 近国城下里数

九

(注) ① □ 内は村鑑帳基準項目を示す。

② — 以上の項目は村明細帳の基準項目を示す。

第六表 享保6年(1721)

波越村鑑帳(続き)		海部郡波越村村鑑帳
10	土地(土質)	1 檢地者氏名・年号
12	[当村名物]	2 村高
13	[町場往還]	3 田畠屋敷反別・一二 毛作反別・上中下石盛
17	[米穀他所売]	4 用水 ⑨〔溜〕 15井堰
30	[名高き山]	⑥ 小物成(定・不定)
31	[鉱山]	7 家数・人数
32	[硫黄・明礬・白土山]	8 牛馬数
33	[出湯]	11 作間の稼
34	[塩浜]	18 [御林藪山]
36	[泊跡]	19 百姓自山 ②薪伐場
43	日田・高松・細嶋	22 紗場 ④御料入会
44		20 [船] ③海川漁獵
45	豊前四日市	26 御普請所
46	役所里數	27 自普請所
		14 城米津出し
		41 ④大坂・江戸里数
		16 「賑之所」
		25 川
		28 [船渡] ⑨〔橋〕
		35 [古城跡]
		37 寺社
		6 高掛物三役
		9 田畠作毛
		5 見取場
		39 隣村方位・里数
		38 枝郷
		40 近国城下里数

- (注)① □ 内は村鑑帳の基準項目を示す。
 ② — 以上の項目は村明細帳の基準項目を示す。
 ③ ⑥の小物成と高掛物三役は同じ項目に記載されているので小物成を⑥とした。

は両村鑑帳とも村明細帳とほとんど区別がつけがたいほど酷似している。

これは『地方凡例録』の「郷村受取渡之事」⁽¹⁶⁾項に、「郷村鑑帳ハ一村限に委細に記し、末に役鉄炮并武具・馬具或は侍筋の覚あるもの、大力の者、其外沼川の浅深等まで明細に記し置くべし」(傍点は筆者)と記されていることから考えて、おそらく右のごとく指導がなされて村鑑帳が成立したものであろう。かように考えると前述のごとく「一村一枚に書く」とした「村鑑帳」の仕立方は内容の充実にともなって変化したと考えるべきだろうか。しかも村明細帳がこれに先立つて成立しており、上述のごとく「其村にあるほどの儀は一事も洩れざる様に記」⁽¹⁷⁾(傍点は筆者)すよう指導されていたことが、記載内容酷似の一因かとも考えられるのである。

直入郡二俣村の享保六年の村明細帳はこれを証明するような帳面仕立になっている。すなはち表紙の標題は「豊後國直入郡二俣村銘細帳」⁽¹⁸⁾と書かれているが、表紙左下方に異筆で小さく「二俣村村鑑」と記されている。享保六年は上述のごとく豊後

國での村鑑帳初見の年であり、同帳の奥書には「右者村鑑就御用案詞之趣を以、委細書上候通相達無御座候」（傍点は筆者）と庄屋・組頭が二人で連署している。この奥書の書き方は他の六カ村の村鑑帳のそれと同じ書き方である。

村明細帳の奥書はその多くが「右は○村高反別銘（明）細之儀御尋ニ付。」（傍点筆者）のごとく書かれているが、「二俣村銘細帳」の場合は右に述べたごとく奥書には村鑑と書いてあることから考えて、作成段階では村鑑帳として記述したが、内容的には村明細帳と酷似していたために、標題を書く時点では從前からの村明細帳と混同して「二俣村銘細帳」と書いてしまったものかと考えられるのである。そのため村の控として残し、異筆で「二俣村村鑑」と訂正したものであろう。

二俣村にかぎらず村方では、提出する帳面の標題は「村明細帳」であれ、「村鑑帳」であれ、また「萬書上帳」であれ、「村の様子（明細）を書き上げる」ことにかわりはなかつたことが、「村明細帳」に酷似した「村鑑帳」を作成させる一因となつたものであるう。

かように考えると頭書のごとく幾種類もの標題の村明細帳が生み出された背景がおのずから浮ひあがつて来そうである。

右に述べたごとく村明細帳とその内容において酷似している村鑑帳について、「地方凡例録」はどうに述べているだろうか。いま少し村鑑帳について筆をついでみたい。⁽¹⁹⁾

「地方凡例録」の「勘定所役筋掛り分けの事」の項によると、勘定所の帳面方の中に「村鑑帳掛け」があつて「村鑑大概帳の調べ読み合せ等」を行つていた由であるが、その村鑑大概帳は「村鑑大概帳之事」⁽²⁰⁾の項によれば、「上納壱冊、勘定所控壱冊、是又御前帳ゆへ勘定帳同様大切に仕立」右に述べた掛け勘定役と手代が読み合せて上納することになつてゐたという。

しかし「寛政二戌年以来上納壱冊に成、勘定所控は差出すに及ばず、人数増減の処を前年の帳に掛紙にて直し置くべき旨に極りたり」と、勘定所の事務が簡略化されている。

また「郷村受取渡之事」の項のうち、「代官所場所替の節度す方より受取るべき諸書物」三十四種の中に村鑑帳があげられている。そして村鑑帳の製本にあたつては「郷村発之事」項中の「諸帳面寸法之事」によると、「豎一尺五寸、横七寸八分、

綴目外八分、紙は上西内打紙、苧繩双紙綴」と定められている。

以上が『地方凡例録』に散見される村鑑帳に関する記述であるが、これらの記述から村鑑帳は純然たる公簿で一定の規格のもとに作成され、幕領全体の村々のものが揃えられていたことが推測される。

ところで、上出の「郷村受取渡之事」の項のうち、新代官が引きつぐ書類中には村明細帳は記されていない。そして「村差出明細帳之事」には次のとく記されている（①～④は筆者）。

① 郷村を請取たるとき、右帳面（村差出明細帳）に村絵図・三十箇年割付写相添へ役所へ差出す定例なり（中略）、②扱又代官場所替・最寄替ある節は、元支配より当支配へ引わたしに成る帳面にして、村方より出したる帳面なりといへども、村差出しは公事出入のときに取用することなり（中略）、③但し、出入等ありて双方の内、右の帳面を証拠にして申し争ふとき、相当の儀は取用ひて証拠と成、④若不相当の儀は何十年以前より認め出すことにても、一休村方勝手に差出す帳面に付、察当申聞、取潰しても苦しからざる由なり、然れども吟味の次第に依るべし」。

また『地方凡例録』の「郷村受取渡之事」の項に「郷村受取済たる上は村方より早速受取べき書物左のごとし」として、右の①部分について次のとく記されている。

一田畠高反別帳

一村差出明細帳

但し田畠高反別石盛等巨細に相記しあれば、別段高反別帳を受取に及ばず、

一村絵図

一三十箇年割付写

（以下略）

引用がやや長くなつたが、右の両史料によれば新代官が郷村を受取つた後（着任後）に、村方に差出を求める書物中に「村

(差出)明細帳」があつたことがわかる。

右のことから、上述の「村鑑帳」は幕領支配のため、勘定所以上の中央機関に備えるべき公簿であり、「村(差出)明細帳」は文字通り村方から代官所に差出される村明細帳で、代官所公簿ないしは、場合によつては補助簿的扱いだといえそうである。すなわち前者の史料中の②③部分と後者の記述からみて、「村(差出)明細帳」は代官所に備えらるべき公簿であつたよう考へられるが、④の部分になると、最後に「吟味の次第に依るべし」としてはおり、争論等で不相等の場合は何十年前からの村明細帳があつても、「村方勝手に差出す帳面に付」、軽く目を通じて取り潰しても苦しからず」としている。ここを見るかぎりにおいては村明細帳は單なる参考資料的位置づけしかされていない一面もあつたと考えられそうである。

以上、「地方凡例録」に記されている「村鑑帳」と「村明細帳」の位置づけをみてきた。中央公簿である「村鑑帳」は、さきに述べたごとく元禄期に起源を持つ「村明細帳」をもとにして、享保年中—豊前・豊後では同六年¹に村方から差出されているが、内容的には上述のごとく「村明細帳」と酷似した村鑑帳を作成しているのである。そして村方では両帳面間に扱い上、右にみたごとく輕重の差があるとは知られないままに、後節で述べるごとく江戸時代中期以後、せつせと村明細帳を作成したと考えられるのである。

(注)

- (1) 大石慎三郎校訂「地方凡例録」(下) (近藤出版社) 七九・八七~八八頁。
- (2) 原著者大石久敬の孫大石信敬が明治になつて補訂(同書「解題」)。
- (3) 小野武夫編「近世地方経済史料」四「陸奥国会津郡村々差出書」(復) (吉川弘文館) 二七一~二八一頁。
- (4) 野村兼太郎編著「村明細帳の研究」(有斐閣)。
- (5) 中村正夫「天草の村明細帳」「九州文化史研究所紀要」12。
- (6) 麻生鍊太郎氏文書。同家が上旦・下旦村庄屋を兼帶していたため、両旦村として一冊に收められたものが多い。

(7) 渡辺澄夫編「豊後国村明細帳」(一) (大分県地方史料叢書一)、(以下、「明細帳」(一)と略記)。
 (8) 野口喜久雄・佐藤満洋編「明細帳」(五)。

(9) 右同。

(10) 渡辺澄夫・佐藤満洋編「明細帳」(三)

(11) 「明細帳」(一)。

(12) 麻生鍊太郎氏文書。

(13) 「明細帳」(一)。

(14) 豊田寛三・佐藤満洋・中山重記編「豊前国村明細帳」(一) (大分県地方史料叢書(三))。

(15) 「明細帳」(二)。

(16) 「地方凡例録」(下) 一四七頁。

(17) 同書 八七頁。

(18) 「明細帳」(三)。

(19) 「地方凡例録」(下) 八三頁。

(20) 同書 九七頁。

(21) 同書 一三三頁。

(22) 同書 七八頁。

(23) 同書 一二一頁。

(24) 同書 一二一頁。

二 豊後における村明細帳成立の背景

前節で村明細帳及び村鑑帳の記載項目と、両帳の成立年代及び性格等について考察したが、本節では豊後国にみられる両帳個々の成立の背景について考察を試みることにする。

(1) 元禄四年（一六九一）の村明細帳

同年の村明細帳は前節で述べたごとく、「玖珠郡両旦村田畠仕分・家数・人数・牛馬帳」一冊しか知られていない。そして本帳は記載項目数が少く、その内容からは村明細帳成立の背景は知りえない。そこで幕政にその背景を求めるに、同年二月二十六日に幕府は巡察使（巡見使）を諸国に派遣し⁽²⁾、八月十五日に西国・中国・奥の国の巡察使が將軍に巡察終了の報告をして⁽³⁾いる。この巡察使を迎えるにあたって、村方から村明細帳の差出が行われたであろうことが考えられるが、上旦・下旦村の書上帳成立の背景をここに求めることができよう。

(2) 元禄五年（一六九二）の村明細帳

海部郡波越村は佐伯藩分地領から幕領になつた村で、同年七月作成の同村村明細帳⁽⁴⁾がある。同明細帳は首部が欠損していることもあって記述内容からは同帳成立の背景は知りえない。しかしこの年に高松代官所代官（日田兼任支配）が、それまでの三田次郎右衛門⁽⁵⁾から小長谷勘左衛門に交替しており、前節で述べたごとく代官の交替にあたつて村方から差出す書類中に「村差出明細帳」があることから考えて、小長谷新代官着任にともなう「村明細帳」の差出と考えることができよう。

(3) 正徳四年（一七一四）の村明細帳

同年の村明細帳は玖珠郡右田村と上旦・下旦両村のもの二冊⁽⁷⁾が八月に差出されている。このうち両旦村の明細帳の表紙に「南条金左衛門様御代初、日田御陣屋ニ指出ス」と記されている。南条金左衛門は同年、大分郡高松代官所に室七郎左衛門の後任として着任し、日田代官所も兼任支配となつてゐる代官である。玖珠郡は日田代官所支配地であつたことから、右のごと

く村明細帳の表紙に注記したものであろう。これによつて同年の村明細帳は代官南条金左衛門の着任にあたつて差し出したものであることがうかがえよう。

(4) 享保二年（一七一七）の村明細帳

⁽⁸⁾

同年の村明細帳は日田郡鎌手村と小五馬村、玖珠郡右山村と上旦・下旦⁽⁹⁾兩村分の四冊が知られており、いずれも七月の差出である。小五馬庄村屋は鎌手庄村屋が兼帶していたが、村明細帳は別々に作成されている。そして「鎌手村の帳面の表紙には

「池田喜八郎様御代」と肩書きのごとく記して、表紙中央上部に「萬書上申控」と表題が記されている。

また「右山村銘細帳」も表紙に「池田喜八郎様御代上ル控」とあり、「上旦・下旦兩村明細帳」も「御代官池田喜八郎様へ差上申ゆ帳之控、但御元⁽¹⁰⁾之間⁽¹¹⁾節市様、尾村兵右衛門様⁽¹²⁾六月ニ御案紙出ゆ也」と記されている。そして四冊とも奥書には

「右者当村今度御支配罷成ゆニ付、御尋之上委細帳面ニ記差上ゆ…」と同一文言が書かれている。

池田喜八郎はこの年から享保八年（一七二三）まで日田代官所兼任支配で大分郡高松に在陣しているので、代官交替にともなつて村明細帳が差し上げられたことを右によつて知りうる。

また、代官所元締の岡部、尾村兩人から村明細帳差出の命が六月に出されていることも、右の「表紙注記」によつて知りうる興味ある史料である。

(5) 享保六年（一七二一）の村鑑帳

前節で述べたごとく、管見のかぎりではこの年に豊後では初めて村鑑帳が作成されたものごとく考えられる。現存する村鑑帳をみると四月の作成になるものが玖珠郡田野村⁽¹⁰⁾、上旦・下旦⁽¹¹⁾村、直入郡城後村⁽¹²⁾、二俣村⁽¹³⁾、海部郡波越村⁽¹⁴⁾の六カ村、五月の作成になるものには上出の城後村から「村鑑ニ可書加覚」として再提出したものと、日田郡鎌手村と小五馬村⁽¹⁵⁾の二カ村で、都合八カ村分を見ることができる。

この八カ村分の村鑑帳の差出先はすべて日田御役所となつてゐる。

右の各帳の奥書には「右者村、鑑就御用御案詞之趣を以委細書上、ひ通」（傍点は筆者）と書かれている。また上旦・下旦兩村の村鑑帳の表紙には「□直り申、又如此認書事、□文儀（アシニ）」と注記があるが、この注記を含めて各帳の記述からは村鑑帳成立の背景は知りえない。

ところで「村明細帳」の多くがその奥書は「高反別銘（明）細之儀、御尋ニ付。」と書かれているのに対して、村鑑帳の奥書は「就御用」と記して「案詞之趣」の通りに書き上げた旨が記されているが、特に御用と記しているのは何を意味しているのだろうか。

前節で述べたごとく、村鑑帳は幕府の中央機関に備えるべき公簿であったことから、幕府関係の同年の法令をみると六月二十一日と二十九日に次のとき法令(17)が見られる。

「諸國領地之村々田畠之町歩、郡切に書記、并百姓・町人・社人男女・僧尼等、其外之ものに至るまで、人數都合領分切に書付可被差出候：」と、幕府による全国的な耕地面積や戸口等の調査を初めて命じている。(18)「徳川実紀」は二十一日に諸国戸口田畠調査を命じたことを記し、二十八日にはさらに「新に検地を改る事にはあらず、ただこれまで、しるしある所の町歩、戸口を、其まま書出すべし、戸口もこたび改るに及ばず、去年にても今年にても、其時の戸口ということを書て献るべし：」と命じているが、これらの法令は、翌享保七年（一七二二）の享保改革の柱の一である定免制施行の背景となるものである。しかし上出の村鑑帳の諸帳はこの法令に先行して四月と五月に成立しているので、「就御用」の字句と右の法令とは直結しそうにない。とはいっても、何故この時期に「就御用御案詞」が示されて、村鑑帳が作成されねばならなかつたのか、しかも豊後と後述の豊前に限つていれば最初の村鑑帳が享保六年に作成されねばならなかつたのか、興味のあるところである。

御用の趣は事前に幕府から代官に示されていた上での、村鑑帳成立と考えるならば筋が通ることになるが、これは筆者の希望的推論にすぎない。村鑑帳成立の直接的背景はあきらかにしえなかつたが、享保改革の右の法令と村鑑帳成立との関連の有無については後日の課題としたい。

(6) 享保十年（一七二五）の村明細帳

⁽²⁰⁾⁽²¹⁾⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

同年の村明細帳は、日田郡鎌手村⁽²⁰⁾、小五馬村⁽²¹⁾、馬原村⁽²²⁾、羽野村⁽²³⁾、玖珠郡上旦・下旦村⁽²⁴⁾、直入郡小津留村⁽²⁵⁾の七カ村分五冊がある。右のうち鎌手村と小五馬村村明細帳は表紙に「増田太兵衛様御支配 萬書上物控」と標題が記されており、小津村のそれには「松平相模守」と書かれている。増田太兵衛は前年の享保九年（一七二四）に日田代官として着任し、同十九年（一七三四）まで日田存陣で、高松代官所を兼任支配した代官である。

享保十年当時、松平相模守といえど府内藩主大給松平近頃しかいない。小津留村を含む直入郡十二カ村は、文禄三年（一五四四）に岡藩中川氏の預地になって以降、数回、大名預地と幕領をくり返し、貞享三年（一六八六）に幕領になってから幕末までの間は代官支配が続いたと考えられている。この間の享保十年当時、小津留村だけが直入郡十二カ村から分離して府内藩預地になつたとは考えられないし、また直入郡十二カ村が府内藩預り地になつた記録も知られていない。そして記述内容に若干検討を要する箇所がみられるので、少し筆をさいてみたい。

すなわち、「隣郷之事」の項に「野畑村へ当村より里半」として、その肩書に「松平対馬守様御領」と記しており、また「隣国御城下道法」の項に「府中松平対馬守様御城下六里半」とある。府内藩主松平氏の受領名は近頃が筑前守・右近将監・阿波守・対馬守・相模守と五回変つており、享保十年に没している。そして次の藩主近貞は主膳正・対馬守と二回変っている。享保十年は近頃の受領名は相模守であり、彼が死亡した年である。この年の村明細帳の二カ所の記述が右に見たごとく、受領名は「対馬守」であり、同帳の奥書の末尾に「右之通写仕、差上申所相違無御座ゆ」と書かれていることは、同年以前に作成してあつた村明細帳をそのまま写して差出したことを物語っているようである。そして奥書に府内藩預りに関する文言がみられないでの、表紙の「松平相模守」は右の二カ所の「対馬守」を「相模守」に要訂正とする注記かと考えられる。

(7) 享保十四年（一七二九）の村明細帳

この年の村明細帳は直入郡小津留村の写だけしか知られていない。右の享保十年の村明細帳の末尾に「享保十四年酉十二月

」と記して、庄屋・組頭名を書き、「右明細帳写相認、右之通に真書ニ而高松御役所ニ坂田太兵衛様御代ニ差上ケ申ゆ」と追記している。

(8) 享保二十年（一七三五）の村明細帳

同年の村明細帳は直入郡小津留村⁽²⁹⁾と日田郡渡里村⁽³⁰⁾のものが知られている。前者は閏三月に、後者は四月に差出している。そして前者の表紙には「如此相認岡田庄左衛門様御代ニ高松御役所ニ差上申ゆ」と注記してあり、奥書にも同様の文言がある。そして続けて「則高松御役所ニ酒木吉蔵様、大西勘藏様と申御役人ニ差上申ゆ」と記している。

右の二冊の外に、村明細帳は知られていないが享保二十年の村明細帳があつたことを記した史料がある。それは、明治二年（一八六九）の「速見郡立石村高反別銘細帳⁽³¹⁾」で、「鶴見獄權限宮御除地」の説明に「享保式十年卯閏三月岡田庄太夫様御代明細帳」を引用したことが記されている。

岡田庄太夫は享保十九年（一七三四）から寛保二年（一七四二）までの八年間、日田に在陣し高松役所の兼任支配をした代官である。上出の村明細帳の差出が享保二十年の閏三月と四月であることを考えると、岡田新代官の着任後に差出が命じられたものと考えることができよう。

(9) 元文三年（一七三八）の村鑑帳

同年の村鑑帳は玖珠郡右田村⁽³²⁾のものが一冊知られているだけである。記述のし方は例へば「一川除御普請所拾三ヶ所、一同自普請所拾五ヶ所」のごとく主要事項を記すだけで、村明細帳の記述のごとく、個々の普請所名やその規模等は書き上げることをしておらず、享保六年の村鑑帳より簡略化されている。日田代官は岡田庄太夫の時代であるが、この時の村鑑帳成立の背景は知りえない。

(10) 寛保三年（一七四三）の村明細帳

同年の村明細帳は「玖珠郡上・下旦村銘細帳⁽³³⁾」一冊しか知られていないが、同帳の表紙に「小倉御預り御物入小浦村御役所

へ差出ゆ」と記し、同年三月に差出している。これは、前年の寛保二年（一七四一）から延享四年（一七四七）までの間、幕領の玖珠・速見・国東三郡の内三万二千石が小倉藩預り地となっているが、上・下旦村はこの内に含まれていたため村明細帳を差出したものであろう。

(11) 延享元年（一七四四）の村明細帳

同年の村明細帳は玖珠郡上旦村の「明細書上帳」⁽³⁵⁾一冊しか知られていない。記述内容は比較的簡素で項目数も少く、したがつて紙数も少い小冊子である。奥書きは「右之通上旦村明銘細書之儀、此度御尋ニ付委細書上申ゆ」と特に「此度御尋ニ付」と記していることから、これは小倉藩からの命で作成したものであることがわかる。

(12) 延享二年（一七四五）の村明細帳

同年の村明細帳は「日田郡波里村明細帳」⁽³⁶⁾しか知られていない。正月に差出しているが、その成立の背景はあきらかでない。なお日田代官は岡田庄太夫である。

(13) 延享三年（一七四六）の村明細帳

同年の村明細帳は比較的残存状況がよく、日田郡は、嫌手村⁽³⁷⁾、小五馬村⁽³⁸⁾、玖珠郡は山浦村⁽³⁹⁾、田野村⁽⁴⁰⁾、上・下旦村⁽⁴¹⁾、直入郡は城後村⁽⁴²⁾、海部郡は波越村⁽⁴³⁾のものが知られている。この年の村明細帳は巡見使下向にともなって作成されたもので、奥書きに興味深い記述のあるものが二・三見られるので記してみよう。

「山浦村銘細帳」は單に「此度御巡見様御下向ニ付、差上ゆ様被仰付ゆニ付」と記しているが、「城後村明細帳」は「此度御上使様御下向ニ付、右帳面差上申ゆ、但三冊、同一冊高松御役所へ差上ゆ、六月廿一日調ゆ」と記している。村明細帳の日付は正月になつているので、正月に作成し、三冊を日田代官所に差出したものであろう。そして別に一冊は六月二十一日に高松役所に差出しているので、村控とともに少くとも五冊はこの年に作成した勘定になる。

「田野村明細帳」は「右式札上ル、一冊ハ寅正月廿日小浦ニ而上ル、一冊ハ同月廿七日年番旦村江遣シ、此銘細帳御巡見様

江上ル、外村鑑帳も同前」と記している。村明細帳の一冊は「小浦ニ而上ル」と記していることから考えて、同村は當時小倉藩預り地の内に属してい、小浦役所に差出したものであろう。そして他の一冊は年番を勤めていた且村庄屋を経て巡見使に差出されたことがわかる。さらに「外村、鑑帳、も同前」とあるところをみると村鑑帳も作成して同様に差出したものであろう。

上述の元文六年の村鑑帳程度のものならば、村明細帳作成ほど手間はかからないであろうがいずれにせよ大変な作業であったことがうかがえる。他村の村明細帳には記されていないが、村鑑帳も差出したとなると、村控とともに少くとも六冊は作成したことになり、かなりな労力を要したであろう。

鎌手村には巡見使の案内役になつた庄屋ないしは村役人が懷中にしのばせていたと考えられる「懷中開答記」なる小横帳が残っている。まさに題名通りに小横帳をそつと開いて盗み見るようにして、巡見使の質問に答えたであろうことを想像させるに十分な帳面である。このような案内手帳まで作成すれば、巡見使下向の年には村方の事務量はかなりな量になつたであろうことが想像される記述や史料である。

(14) 寛延四年（一七五一）の村明細帳

同年の村明細帳は五月に差出された「直入郡城後村明細帳」⁽⁴⁴⁾一冊しか知られていない。代官は岡田庄太夫時代であるが、同年の村明細帳成立の背景は不詳である。

(15) 宝暦二年（一七五二）の村明細帳

右の「城後村明細帳」の表紙に異筆で「宝暦二年申五月此通写〔差上申候〕と注記されている。一冊で二回分の控になつているが、この年の村明細帳成立の背景も知りえない。

(16) 宝暦五年（一七五五）の村明細帳

同年の村明細帳は「日田郡豆田町明細帳」が六月に差出されているが、同年の村明細帳成立の背景は記述内容からは知りえない。しかし日田代官はこの前年の宝暦四年（一七五四）に岡田庄太夫から岡田九郎左衛門に交替しているので、代官交替に

ともなう村明細帳の差出かとも考えられる。

(17) 宝暦六年（一七五六）の村明細帳

同年の村明細帳は「日田郡続木村銘細帳」⁽⁴⁶⁾、「日田郡渡里村明細帳」⁽⁴⁷⁾、「玖珠郡見良津村銘細帳」⁽⁴⁸⁾、「直入郡城後村銘細帳」⁽⁴⁹⁾、「速見郡末守村明細帳」⁽⁵⁰⁾の四冊が知られている。このうち「末守村明細帳」の奥書に「：御尋ニ付吟味仕書上：」た旨が記されているが、この記述以外に村明細帳成立にかかる記述はみられない。

(18) 明和元年（一七六四）の村明細帳

同年の村明細帳は「日田郡城内村銘細帳」⁽⁵¹⁾、「玖珠郡上旦・下旦村差出帳」⁽⁵²⁾の二冊が知られている。前者は普通の村明細帳の記述であるが、後者は記述のしがらが「御尋ニ付書上」式の簡略化されたものになっている。当時の日田代官は宝暦八年（一七八五八）に着任した掛斐十太夫であるが、村明細帳成立の背景は知りえない。

(19) 明和三年（一七六六）の村明細帳

同年の村明細帳は「直入郡名子山村銘細帳」⁽⁵³⁾と日田郡鎌手村の「懷中開答記」⁽⁵⁴⁾が見られる。後者は上出の延享三年と同様の巡檢使案内用に仕立てられた小横帳である。これの存在によって村明細帳成立の背景は、巡見使の下向であつたことを知ることができる。

(20) 安永九年（一七八〇）の村明細帳

同年の村明細帳は直入郡「小津留村銘細帳」⁽⁵⁵⁾と速見郡「溫湯村明細帳」⁽⁵⁶⁾、同郡「真那井村銘細帳」⁽⁵⁷⁾の三冊が知られているが、

これらの成立の背景は不詳である。日田代官は安永六年（一七七七）からの掛斐朝貢の時代である。

(21) 天明六年（一七八六）の村明細帳

同年の村明細帳は日田郡鎌手村の「御尋ニ付品々書上帳」と「懷中開答記」⁽⁵⁸⁾、二冊、直入郡城後村・小津留村・井手野村三村分を一冊に収めた「江戸御普請役様御廻村ニ付品々御尋之趣書上ゆ控へ」と、「天明六年六月江戸御普請役様御廻村ニ付高松

御役所へ差し上ひ控へ⁽⁵⁹⁾」の各二冊がある。これらの諸帳はいすれも標題からみて巡見使を迎えるために作成されたものであることがわかる。鎌手村の「書上帳」は本文の初めに「御尋ニ付申上ひ事」と記して、煙草（作高）・當村紙漉高・川漁獵・大工・茅屋根葺・鍛治のわずか六項目についての書上げであり、城後・小津留・井手野三力村の帳も各々本文初めに「御尋ニ付申上ひ事」と前者と同様に記して、煙草作高・御林敷・百姓持山・竹御林・大工・茅屋^(根)詫葺の六項目について書き上げ、川漁場外二十九項を列記して「右之類無御座ひ」と報告している。

右の書上帳の書上項目をみると、各帳の「御尋ニ付品々書上…」や「…品々御尋之趣」と書かれている「御尋の品々」は、おおむね右にあげた項目だったことをうかがうことができる。

また鎌手村の「懷中開答記」は大山川沿のいわゆる大山筋六力村の高取・万々金・栗林・続木・小五馬・鎌手各村の概要を記したもので、巡見使案内用に作成されたものであることがわかる。

なお直入郡の城後村ほかの村では日田代官所にも、ほぼ同内容の書上帳を差出しているのが注目される。

②天明八年（一七八八）の村明細帳

同年の村明細帳は、日田郡の「豆田町明細帳⁽⁶⁰⁾」「城内村銘細帳⁽⁶¹⁾」「中城村銘細帳⁽⁶²⁾」「隈町銘細帳⁽⁶³⁾」「渡里村銘細帳⁽⁶⁴⁾」の五冊と、直入郡「城後村銘細帳⁽⁶⁵⁾」、速見郡「椿村銘細帳⁽⁶⁶⁾」「東畠村銘細帳⁽⁶⁷⁾」の都合八冊が知られている。

同年四月朔日に幕府は使番及び番士に諸国巡視を命じているが、右の村明細帳が差出されたのは「椿村明細帳」の日付によれば二月で、「日田御郡代ニ指上ゲ公儀ニ指出ス」と表紙に注記していることから考えて、村明細帳の差出は上述の天明六年の諸帳と異り巡見使下向には直接関係はないようである。

③寛政元年（一七八九）の村明細帳

同年の村明細帳は日田郡「豆田町明細帳⁽⁶⁸⁾」と玖珠郡「右田村銘細帳⁽⁷⁰⁾」「上・下亘村銘細帳⁽⁷¹⁾」、海部郡の「棚野村銘細帳⁽⁷²⁾」が知られている。棚野村の帳は六月に差出しているが、奥書に「御巡見様へ上ヶ候控帳也」と記している。また豆田町の帳は前

年の天明八年の帳の表紙左下隅に「寛政元年酉十月末ニ式冊相認差上候」と注記している。そして同村明細帳の本文は訂正の箇所が見られないのと、前年のものをそのまま二冊写して差出したものかとも考えられる。それは、棚野村の帳に見ることく巡見使下向にともなって差出されたものであろうか。

なお右田村の帳は天明九年（寛政元年）正月、上・下旦村の帳は天明九年四月の差出しになっている。

④ 寛政六年（一七九四）の村明細帳

同年の村明細帳は直入郡の「城後村銘細帳」⁽⁷³⁾と速見郡の「末守村銘細帳」⁽⁷⁴⁾が知られている。

城後村の帳は天明八年のものを訂正して差出しており、表紙に両年号が併せて記されている。そして表紙右肩に「寛政六寅五月菅谷弥五郎様江差上申ゆ」と注記されている。菅谷弥五郎は高松役所の代官であるが、日田代官は前年の寛政五年に羽倉権九郎が着任しているので、村明細帳の差出は羽倉代官着任によるものであろう。

⑤ 文化二年（一八〇五）の村明細帳

同年の村明細帳は海部郡の「波越村銘細書上帳」⁽⁷⁵⁾しか知られていないし、注記の類もないため、記述内容からは村明帳成立の背景は知りえない。

⑥ 文化十四年（一八一七）の村明細帳

同年の村明細帳としては玖珠郡上且・下且村の「品々被仰渡御答書上帳」⁽⁷⁶⁾が四月に差出されている。「御尋」の品々（項目）は「用水・住還・旱水損場・草刈場・百姓自山・百姓藪」となっている。この年に日田郡代塙谷大四郎が着任しているので、右の帳は郡代着任にともなう「御尋」とみることができよう。

⑦ 天保九年（一八三八）の村明細帳

同年の村明細帳は日田郡の「豆田町銘細帳」⁽⁷⁷⁾、「田嶋村銘細帳」⁽⁷⁸⁾、玖珠郡の「田野村銘細帳」⁽⁷⁹⁾、「上旦・下旦村銘細帳」⁽⁸⁰⁾、見良津村「銘細書上帳」⁽⁸¹⁾、速見郡の「東畑村銘細帳」⁽⁸²⁾、「小坂村銘細帳」⁽⁸³⁾、「末守村銘細帳」⁽⁸⁴⁾、海部郡の「波越村明細帳」⁽⁸⁵⁾、「拍江村明細

帳」⁽⁸⁶⁾などが知られている。

このほかに「御巡見ニ付御尋之趣申上ひ書付」と題する村明細帳が、日田郡鎌手村・小五馬村・続木村・梅野村・玖珠郡上旦・下旦村⁽⁹¹⁾、直入郡城後村⁽⁹²⁾などに見られる。

さらに日田郡続木村では、「御巡見様御通行御案内手帳」と題する小横帳が作られている。

以上、三種類の村明細帳を見ることができ、かつ上出の「豆田町明細帳」の表紙に「御順見平岩七之助様外御兩人様御出之節書上候控」と注記されていることなどから、同年の村明細帳は巡見使の下向に備えて作成されたものであることがわかる。

なお「速見郡小坂村明細帳」の裏表紙には「此帳面之通、清帳三冊、外反別帳三冊共戌閏四月二日高松御役所江差出ス、但、組合拾ヶ村分反別帳并名細帳共壱ヶ村六冊宛當村ニ而相認、都合拾壱ヶ村分合六拾六冊一同差出ス」と注記されている。

この「…六冊宛當村ニ而相認：」は、期日までの絶対差出を期して組合十一ヵ村の庄屋（組頭）が小坂庄村屋宅に集つて、一ヵ村二種類の帳面各三冊を作成したことを物語るものかと考えられるが、六十六冊を一括して役所に差出したときは壯観だったことであろう。また村方の控帳各一冊があるので、右の二種類の帳面だけで村役人の作成分は一ヵ村八冊となる。ところが玖珠郡上旦・下旦村には「村明細帳」の他に「御巡見ニ付御尋之趣申上ひ書付」が見られるが、この「御尋」は全村に行われたであろうから、各村ともこれの作成作業もあつたことを考えると、村役人の事務量は相等なものだったことが考えられる。また「玖珠郡田野村銘細帳」の奥書には「右銘細帳三冊、戊⁽²⁾三月廿四日 日田御役所江差上ひ控、尤御代官寺西藏太様御役所、御巡檢様御下向御通行之前也」と記されており、この記録からも村明細帳は三冊宛差出すことになっていたことを知りうる。

㉙安政七年（一八六〇）の村明細帳

同年の村明細帳としては「速見郡末守村銘細帳」⁽⁹³⁾が知られている。同帳は天保九年の「村明細帳」の各所に貼り紙をして訂正し、表紙に「安政七年申二月認之」と注記しているが、記述の範囲では同帳成立の背景は知りえない。

㉚文久三年（一八六三）の村明細帳

同年の村明細帳は速見郡「末守村銘細帳」⁽⁹⁴⁾と「小坂村銘細帳」⁽⁹⁵⁾が知られている。前年の文久二年（一八六二）に日田郡代屋代増之助が着任しているので、右の「村明細帳」成立の背景を郡代着任に求めることができそうである。

〔3〕慶応三年（一八六七）の村明細帳

同年の村明細帳には日田郡の「豆田町明細帳下書」⁽⁹⁶⁾、「山崎村銘細帳」⁽⁹⁷⁾、「中西村銘細帳」⁽⁹⁸⁾、玖珠郡の「右田村銘細帳」⁽⁹⁹⁾、「上旦下旦村銘細帳」⁽¹⁰⁰⁾等がある。⁽¹⁰¹⁾同年の村明細帳成立の背景は各帳とも注記等がなく、記述内容からは知りえない。なお「田嶋村銘細帳」は天保九年の帳に貼り紙をして訂正したものが控帳となっている。

〔3〕慶応四年（一八六八）の村明細帳

同年の村明細帳は速見郡「末守村高反別銘細帳」と「真那井村高反別銘細帳」⁽¹⁰²⁾の二冊が知られている。前者には「明治二」の貼り紙がされており、後者には表紙左下方に朱書きで「不用ニ成ル」と記されている。

以上、ながながと管見の範囲で豊後幕領の村明細帳を紹介してきたが、先に述べたごとく、これだけでは平均すれば幕領一村に一冊の明細帳とはなりえない。しかし天保九年の速見郡十一カ村の例から考えて、代官は「かなり強制的に、期日までに村明細帳の作成方を命じていた」と考えてよいであろう。とすれば豊後の幕領のいずれかの村に一冊の村明細帳が残存している場合は、何らかの例外のある場合を除いて、全幕領の村々で村明細帳が作成されたと考えられないであろうか。本節では村明細帳成立の背景として比較的わかりやすい場合のみ、その背景を述べたが、次節で豊前国の村明細帳成立を概観してみよう。

（注）

- （1）麻生鍊太郎氏文書。
- （2）「徳川実紀」⁽¹⁾元禄四年二月二十六日の条、一〇一頁。
- （3）右同、一一七頁。
- （4）渡辺澄夫編「豊後国村明細帳」⁽²⁾（大分県地方史料叢書一）四三~四六頁。（以下「豊後国村明細帳」⁽¹⁾を「明細帳」⁽²⁾と略記）。

(5) 藤野保「九州天領の成立と展開」「九州天領の研究」(吉川弘文館)一九四頁(折込)第二表による。(以下、代官・郡代の交替は同表によったため、注記を省略したことをおことわりしたい)。

(6) 大石慎三郎校訂「地方凡例録」(下) (近藤出版社)八七頁。

(7) 麻生鍊太郎氏文書。

(8) 野口喜久雄・佐藤満洋編「明細帳」(田)一~二〇頁。

(9) 麻生鍊太郎氏文書。

(10) 「明細帳」(二)五~四二頁。

(11) 麻生鍊太郎氏文書。

(12) 渡辺澄夫・佐藤満洋編「明細帳」(三)一~四・一二五~一二二頁。

(13) 右同、一〇三~一一〇頁。

(14) 「明細帳」(一)、四七~五六頁。

(15) 「明細帳」(田)、二~三四頁。

(16) 右同、一五九~一六八頁。

(17) 児玉幸多編「近世農政史料集」(一)(吉川弘文館)一五三頁。

(18) 右同、享保六年六月二十一日付法令「注記」一五三頁。

(19) 「徳川実紀」(8)享保六年六月二十一日・二十八日の条。

(20) 「明細帳」(田)、三五~五一頁。

(21) 右同。

(22) 高倉芳男・佐藤満洋編「明細帳」(六)一~二六頁。

(23) 右同、二七~四四頁。

- (24) 麻生鍊太郎氏文書。
- (25) 「明細帳」(二)一三〇~一四四頁。
- (26) 摘稿「辺地における近世農村の成立——豊後国直入郡城後村の場合——」、「大分県地方史」⁴⁹。
- (27) 「明細帳」(二)一三九~一四〇頁。
- (28) 「日本史總覧」(5)近世(二)二五五頁。
- (29) 「明細帳」(二)一四七~一六四頁。
- (30) 藤沢家文書。
- (31) 渡辺澄夫・安部巖編「明細帳」(二)七三~八六頁。
- (32) 麻生鍊太郎氏文書。
- (33) 麻生鍊太郎氏文書。
- (34) (5)に同じ。
- (35) 麻生鍊太郎氏文書。
- (36) 藤沢家文書。
- (37) 「明細帳」(四)五二~八〇頁。
- (38) 右同、八〇~八七頁。
- (39) 「明細帳」(二)一~二四頁。
- (40) 「明細帳」(二)一三~一三三頁。
- (41) 麻生鍊太郎氏文書。
- (42) 「明細帳」(二)五~二五頁。
- (43) 「明細帳」(二)五七~六九頁。

- (44) 「明細帳」(四二七)~(五一)頁。
- (45) 「明細帳」(内四五)~(五六)頁。
- (46) 「明細帳」(内一八九)~(一〇一)頁。
- (47) 藤沢家文書。
- (48) 竹野孝一郎「豊後國珠玖郡見良津村銘細帳」(九重町「文化財調査報告」14)。
- (49) 「明細帳」(内五二)~(七〇)頁。
- (50) 渡辺澄夫・安部巖・佐藤満洋編「明細帳」(四八七)~(一〇一)頁。
- (51) 「明細帳」(内八三)~(一〇一)頁。
- (52) 麻生鍊太郎氏文書。
- (53) 「明細帳」(内一八七)~(一〇一)頁。
- (54) 「明細帳」(内八八)~(九六)頁。
- (55) 「明細帳」(内一六六)~(一三〇)頁。
- (56) 「明細帳」(内四六四)~(七九)頁。
- (57) 豊田寛三・秦政博・橋本謙司編「明細帳」(内一六九)~(一八七)頁。
- (58) 「明細帳」(内九七)~(一一五)頁。
- (59) 「明細帳」(内七三)~(八七)・(八九)~(九八)頁。
- (60) 「明細帳」(内五七)~(六五)頁。
- (61) 右同、(一〇二)~(一二一)頁。
- (62) 右同、(一二三)~(一四〇)頁。
- (63) 右同、(一四一)~(一五〇)頁。

(64) 藤沢家文書。

(65) 「明細帳」(二九九)一一二二頁。

(66) 「明細帳」(二七)二七頁。

(67) 右同、二九一四五頁。

(68) 「続徳川実紀」(天明八年四月朔日の条、六四頁)。

(69) 「明細帳」(五七)六五頁。

(70) 麻生鍊太郎氏文書。

(71) 右同。

(72) 「明細帳」(四四九)六一頁。

(73) 「明細帳」(三九九)一一二二頁。

(74) 「明細帳」(四一〇)一一一八頁。

(75) 「明細帳」(一七一)八一頁。

(76) 麻生鍊太郎氏文書。

(77) 「明細帳」(六六六)七三頁。

(78) 右同、一五一一七七頁。

(79) 「明細帳」(二一三三)一五三頁。

(80) 麻生鍊太郎氏文書。

(81) 麻生富久男氏文書。

(82) 「明細帳」(二四七)六四頁。

(83) 右同、八七一一一一頁。

- (84) 「明細帳」四二一九七一四一頁。
(85) 「明細帳」十八三七九二頁。
(86) 右同、一〇七七一一六頁。
(87) 「明細帳」四一二六七二〇頁。
(88) 右同、一六九七一七三頁。
(89) 右同、一〇四七一〇八頁。
(90) 右同、一三五七三九頁。
(91) 麻生鍊太郎氏文書。
(92) 「明細帳」四一二三七一二六頁。
(93) 「明細帳」四二一九七一四一頁。
(94) 右同、一四二七一五九頁。
(95) 右同、一七一七一九〇頁。
(96) 「明細帳」四七四七八二頁。
(97) 右同、一五一七一七七頁。
(98) 「明細帳」四二四〇七二五三頁。
(99) 麻生鍊太郎氏文書。
(100) 右同。
(101) 「明細帳」四一六〇七一七〇頁。
(102) 「明細帳」四一八七七一九九頁。

(未完)